

伊勢原市森林環境税の免除の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）第11条に規定する森林環境税の免除について、法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号。以下「令」という。）に定めるもののほか、その取扱いに関する事項を定めるものとする。

(免除の取扱い)

第2条 森林環境税は、法第11条に基づき、納税義務者が令第5条から第7条までの規定に該当する場合、免除する。

2 令第7条に規定する総務大臣が定める場合において、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第7条第1号及び第2号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（令和4年総務省告示第310号）による免除は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおり判定するものとする。この場合において、判定における調査においては、伊勢原市個人市民税及び県民税の減免諾否の決定の取扱いに関する事務処理要綱（令和6年伊勢原市告示第 号。以下「要綱」という。）

第3条第1項に規定する個人市民税・県民税減免要件調査書により行うものとする。

(1) その年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより、生活が著しく困難となった場合 要綱第3条の減免諾否の決定に係る要件調査により該当する者が、同条第3項に規定する失業等による減免割合等判定調書による減免適用割合が全部に該当する場合に免除とする。

(2) 森林環境税の納税義務者の責めに帰すべき事由によらずに次に掲げる状態に該当することとなったことにより、生活が著しく困難となった場合 要綱第4条の規定に該当する者が、伊勢原市税条例施行規則（平成15年伊勢原市規則第10号）第4条第1項第3号に規定する減免の割合が全部に該当する場合に免除とする。

3 森林環境税は、納付済であるかを問わず申請後の納期に当たる税額を対象として免除する。

(申請及び決定)

第3条 令第3条第1項に規定する申請書は、森林環境税免除申請書（第1号様式）とする。

2 市長は、令第3条第1項に規定する申請があったときは、速やかに免除の可否を決定し、森林環境税免除決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知しなければならない。

3 令第3条第2項に規定する免除を受けようとする事由を証明する書類は、要綱第5条各号に規定する書類とする。

附 則 (令和6年3月22日告示第39号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年度森林環境税免除申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者(納税義務者)

住所又は居所

氏 名

電話番号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条の規定による森林環境税の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

期別内訳	税 額	納 期 限
第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日
合 計	円	年 月 日
免除を受けようとする理由		

備考

- 1 この申請書は、納期限までに提出してください。
- 2 免除を受けようとする理由は具体的に記入し、事実を証する書面を添付してください。

第2号様式（第3条関係）

年度森林環境税免除決定（却下）通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長 高山 松太郎

森林環境税の免除について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分 期別内訳	次のとおり免除します。		次のとおり免除しません。
	税額	免除額	差引納付税額
期分	円	円	円
期分	円	円	円
期分	円	円	円
期分	円	円	円
期分	円	円	円
合計	円	円	円
免除決定（却下）の理由			

備考

- 1 免除事由が消滅したときは、直ちにその旨を申告してください。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

事務担当は、伊勢原市市民税課
0463-74-5429（直通）